

土地改良施設維持管理適正化事業	事業主体 団体	所管課班	農村整備課 水利施設保全班
-----------------	---------	------	------------------

趣 旨

土地改良施設の整備が急速に進展することに伴い、造成された施設が増加している。それらの施設は極めて強い公共性を有しており、社会資本の有効利用の観点から、その整備補修が重要な課題となっている。このため、行政の助成により管理補修の資金を手当し、定期的な補修を行い施設の機能保持と耐用年数の確保を図ることにより、社会資本の保持と農家負担の軽減に資するもの。

事業の内容

全国土地改良事業団体連合会が管理運営する土地改良施設維持管理適正化資金からの交付金をその事業費の一部として、土地改良区等が土地改良施設の定期的な整備補修（土地改良施設の効率的な運用を図るための一部更新を含む。）を行う。

採択基準

1 対象施設

県土地改良事業団体連合会が行う水土保全強化対策事業の診断・管理事業の対象となっている農業水利施設

2 整備補修の基準

- ア 県土地改良事業団体連合会の管理専門指導員による診断・管理指導の結果、必要と認められた整備補修で、土地改良区等拠出金の対象となっているもの。
- イ 対象施設が団体営規模以上の事業により造成された施設であること。
- ウ 1地区当たりの事業費が200万円以上のもの。

3 整備補修工事の内容

- ア 適正化事業・・・ おおむね5年間単位に行われる施設の整備補修であって、毎年経常的に行うべきものは除く。（施設の一部更新を実施する場合を含む。）
- イ 施設改善対策事業・・・ 地区内の円滑な転作の実施及び転作の団地化の促進に資するための小規模な施設の整備補修。
- ウ 緊急整備補修・・・・ 適正化事業に加入して資金を拠出中の土地改良区等で、予測し得ない事故等の発生により緊急に対象施設の整備補修をする必要がある場合に行うもの。

4 事業実施例

- ア 適正化事業・・・・ 水門扉の整備補修、原動機・ポンプのオーバーホール、電機設備の精密整備、門扉等の塗装、用排水路の小規模の補修しゅんせつ等
- イ 施設改善対策事業・・ 揚水機の変速機の設置、用排水路の整備改善、水門・分水工等の整備補修、簡易な貯水施設・かん水施設の設置等

負担割合	区分	国	県	その他	備考
	土地改良施設維持管理適正化事業	30	30	40	
	施設改善特別対策事業	30	30	40	

基幹水利施設保全管理対策	事業主体 国、県	所管課班 農村整備課 水利施設保全班 (施設管理技術者育成対策のみ)
--------------	----------	--

趣 旨

農業生産基盤の保全管理・整備をより効率的・効果的に実施することが求められており、①施設管理者による適切な日常管理、②施設の状況に応じた定期的な施設機能診断、③地区全体において最適な工法選定等を行う機能保全計画の策定、④適時適切な対策工事の実施を段階的・継続的に行うストックマネジメントの取組が不可欠であり、農業生産基盤の保全管理・整備状況の的確な把握・解析を行うとともにストックマネジメントの取組の各段階における円滑な推進に必要な技術指針等の整備や体制整備を一体的に行うもの。

事業の内容

(1) 農業基盤情報基礎調査（国費 100 %）

各種の農業農村整備事業等に係る事業実績及び農地、基幹的農業水利施設、農業用ため池等の整備状況について、毎年一元的かつ体系的に把握し土地改良長期計画の作成および農業農村整備事業等の効率的かつ効果的な実施に資するもの。

(2) 施設情報管理・分析対策（国費 100 %）

国営土地改良事業により造成された土地改良施設の戦略的な保全管理を推進していくため、農業水利ストック情報データベースシステムの運用、施設の状況に応じた定期的な機能診断及び地区全体において最適となる機能保全計画の作成に係る技術指針の策定等を実施するもの。

(3) 長寿命化施工技術推進対策（国費 100 %）

農業水利施設の補修・更新等でこれまでに施工された補修・補強技術データの収集・分析、地域特性に応じた補修・補強技術の体系化、情報の提供・共有体制、技術支援体制を構築し、農業水利施設の長寿命化の推進に資するもの。

(4) 施設管理技術者育成対策（国費 30 %）

基幹水利施設の計画的な点検・整備を通じて行う機能診断及び機能保全計画策定等に関する管理技術について施設の日常管理に携わる施設管理者の技術力向上を図るため、現地指導等を実施するもの

- 1) 施設の操作運転、点検及び整備に関すること。
- 2) 施設の機能保全に関すること。
- 3) 施設に係る災害・事故等のリスク管理に関すること。

対象施設は、国営土地改良事業等で造成され土地改良区等が管理している基幹水利施設で農村振興局長が定める「対象施設の評点の算定方法」に基づき算定した評点が 5 点以上の施設及びこれと併せて一體的な管理を行う必要のある水路又はその他施設とする。

事業主体 (1)～(3)までについては国、(4)については都道府県

負担割合	区分	国	県	その他	備考
	基幹水利施設保全管理対策(1)～(3)	100	-	-	事業主体は国
	(4)	30	70	-	事業主体は県

基幹水利施設管理事業	事業主体 県 市町村	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
-------------------	------------------	--------------------------

事業の内容

地域に存する一連の基幹水利施設について、都道府県、市町村及び土地改良区等が推進委員会を設けて「基幹水利施設管理強化計画」を策定し、これに基づいて市町村等が土地改良区と連携をとりつつ、施設のもつ農業用排水の安定、農村地域の防災・環境保全等の機能を強化した管理事業を実施するもの。

採択基準

1. ダム、頭首工、用水機場、排水機場、排水樋門、幹線用排水路であって、次の条件を全て満たす施設及びこれと一体的に管理する必要のある施設。
 - ア. 国より管理委託されたもの。
 - イ. 基幹水利施設管理強化計画に位置づけられ、かつ、その公共・公益的機能が高く適正な管理が特に必要と認められるもの。
 - ウ. 施設ごとに一定の規模要件を満たすもの。

施設の区分	施設の規模等に係る要件
ダム	設計洪水量がおおむね300m ³ /S以上、または貯水量がおおむね2,500千m ³ 以上であること。
頭首工	下記の要件のすべてに該当するものであること。 (1) 設計洪水量がおおむね300m ³ /S以上であること。 (2) ゲートを1門以上有すること。 (3) 最大取水量がおおむね1.0m ³ /S以上であること。
用水機場	最大取水量がおおむね1.0m ³ /S以上であること。
排水機場	排水機の総口径がおおむね3,000mm以上であること。
排水樋門	計画通水量がおおむね15m ³ /S以上であること。
幹線用排水路	幹線排水路にあっては計画排水量がおおむね15m ³ /S以上、幹線用水路にあっては計画通水量がおおむね5m ³ /S以上であって基幹水利施設と連携した管理を行うものであること、

2. 受益面積 1,000ha以上（畠地にあっては300ha以上），地盤沈下地帯にあっては各々500ha，100ha以上
3. 非農地率 受益区域内において10%以上
(分母を受益農地に用排水効果が期待される非農地の面積を加えたもの)

負担割合	区分	国	県	その他	備考
	基幹水利施設管理事業	30	30	40	市町村営

※他の土地改良施設管理費補助の対象経費との重複は認められない。

国営造成施設管理体制整備促進事業	事業主体 土地改良区等	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
------------------	-------------	-----------------------

趣 旨

国営造成施設のうち特に大規模で操作が複雑かつ高度である施設について、予定管理者である土地改良区等の操作技術の習熟と操作体制の整備の促進を図り、また、地域住民が享受している農業水利施設の多面的機能の発揮、環境への配慮、安全管理の強化、地域防災に対応するため、都道府県と市町村が連携し国営造成施設及び国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区等の管理体制の整備を図り、国営造営施設の管理の適正化に資するもの。

事 業 内 容

1 操作体制整備型

- (1) 操作体制整備型は、国営土地改良事業の完了に伴い新たに市町村又は土地改良区等が管理を予定している国営造成施設について、その操作、運転、点検、整備等の業務（以下「操作業務」という。）を土地改良区等に委託し、国の指導のもとに土地改良区等に操作業務に関する技術を習得させるとともに、操作体制の整備を促進する。
- (2) 事業実施期間は、原則として国営土地改良事業完了の2年前から2年間とする。

2 管理体制整備型

- (1) 管理体制整備型は、都道府県と市町村が連携を図り、国営造成施設又はこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設（以下「国営造成施設等」という。）を管理する土地改良区等を対象として行う次に掲げる全ての事業の実施を通じて、多面的機能の発揮及び環境への配慮、安全管理の強化等に対応した管理体制の整備を図るものとする。
 - ① 管理体制整備計画の更新及び管理体制整備の推進活動（以下「計画推進事業」という。）
 - ② 管理体制の整備・強化に対する支援（以下「支援事業」という。）
- (2) 計画推進事業のうち管理体制整備計画の更新（新たな施設については当該計画の策定又は変更）（以下「計画更新活動」という。）においては、地域における適正な管理水準、適切な管理体制、適正な費用分担等の目標及びその実現のために必要な取組、並びにこれらを定着させるための方策等非農家を含めた地域住民等による管理参画の組織化、施設管理協定の締結、土地改良区間等におけるネットワーク化を明らかにするとともに、管理体制整備計画書を毎年適切に更新する。
- (3) 管理体制整備の推進事業については、同事業の実施主体が管理体制整備推進協議会を設置するものとする。
なお、当該協議会は関係都道府県、関係市町村及び関係土地改良区等を基本とし、必要に応じ、国、都道府県土地改良事業団体連合会その他関係団体をもって構成するものとする。
- (4) 事業実施期間は平成22年度から平成26年度までとする。

対象施設

1. 操作体制整備型の対象とする施設は、下記の条件を満たす国営造成施設とする。
 - (1) 予定管理者が土地改良区等である施設であること。
 - (2) 国営土地改良事業実施期間中に工事が完了した基幹水利施設（構造改善局長が別に定める基準に適合するダム、頭首工、揚水機場、排水機場、管水路に係る水管理施設その他の農業用用排水施設に限る。）及びこれと一体的な操作業務を行うことを必要とする施設であること。
2. 管理体制整備型の対象とする施設は、下記の条件を満たす施設であること。
 - (1) 土地改良区等（連合）が直接管理する国営造成施設及びこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設であること。

※当該国営土地改良事業の事業計画上の関連事業、あるいは用水計画、排水計画に位置づけられている都道府県営造成施設である。

事業主体

1. 操作体制整備型の事業主体は、対象施設を管理する市町村又は土地改良区等とする。
2. 管理体制整備型の事業主体は計画推進事業のうち、計画更新活動にあっては都道府県、推進活動及び支援事業にあっては都道府県又は市町村とする。

負担割合	区分	国	県	その他	備考
	操作体制整備型	60	1	39	
	管理体制整備型（推進活動・支援事業）	50	25 [1]	25 [49]	市町村営分 〔 〕はH19新規地区以降適用
	管理体制整備型（計画更新活動）	50	50	-	県営分

新農業水利システム保全対策事業	事業主体 県、市町村 土地改良区等	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
-----------------	-------------------------	--------------------------

趣　　旨

農業水利システムは、我が国における食料の安定供給確保のための重要な基盤として、社会の安定及び国民の安心と健康の維持を図る上でその役割を永続的に發揮させることが不可欠である。

近年都市化・混住化や農家の減少・高齢化にともない管理能力の低下等が進行する中で、米政策改革による農業構造改革の加速化や多様な水田営農の展開に対応し、農業水利システムの役割を發揮させるためには、担い手中心の省力的システムに再構築することが必要である。

このため、地域水田農業ビジョンの実現に向けて農業水利システムを再構築することに合意した区域において、担い手への管理の集中・増大等といった農地の利用集積等への制約要因を除去し、担い手育成に資する合理的な水利用と管理の省力化等を実現する新たな農業水利システムをモデル的に構築する。

事　業　内　容

1. 農業水利システム保全計画策定事業

- ①水利施設等の機能診断
- ②水利用と管理のあり方の技術的検討
- ③農業水利システム保全計画の作成

2. 管理省力化施設整備事業

- ①除塵機の設置、分水工の自動化等の省力化のための農業水利施設の整備
- ②加圧機場の設置、調整池の設置等の畑地化、畑作本作化のための農業水利施設の整備

採　　択　　基　　準

- ・都道府県が設定する水利区域において、水利区域に係る農地の利用集積が一定以上推進されること等の目標が明確化された水利地域水田農業ビジョンが策定されていること。
- ・水利地域水田農業ビジョンと整合が保たれた農業水利システム保全計画の策定が確実と見込まれること。
- ・水利区域の農用地面積がおおむね20ha（中山間地域にあってはおおむね10ha）以上であり、かつ水利区域が属する一連の水利システムの農用地面積がおおむね100ha（中山間地域にあってはおおむね60ha）以上であること。
- ・事業実施期間　H16～H28（地区工期は5年間）　・採択期間　H16～H24

負担割合	区分	国	県	その他	備考
	農業水利システム保全計画策定に係る分	100	-	-	定額
	管理省力化施設整備に係る分	50	1	49	団体営

特定農業用管水路等特別対策事業	事業主体 県 市町村等	所管課班 農村整備課 防災対策班
------------------------	-------------------	------------------

事業の趣旨

石綿を含有する製品は、価格が安く、施工性がよかつたことから、昭和30年～50年にかけて農業用水路や機場上屋の内壁材等において採用されている状況にあるが、平成17年7月に「石綿障害予防規則」が施行され、石綿含有製品から石綿を含有しない製品に代替えするよう努めることが事業者の責務として明記された。。

このような中、老朽化等に伴い石綿を含有する製品の破壊等により、将来的に農業者等の健康を害するおそれがある懸念されることから、石綿を含有する製品について、必要な対策を講ずることにより、石綿に起因する影響を未然に防止し、農業経営の安定及び農業の維持を図るものである。

事業内容

(1) 特別対策事業

石綿を含有する製品の実態調査を踏まえた更新整備のマスタープラン等に即して行う石綿を含有する製品の更新

採択要件

(1) 特別対策事業

石綿を含有する建材を使用した建築物あるいは石綿セメント管等を一定割合以上含んでいる地域であって、以下の受益面積を満たすもの

県 営：おおむね20ha以上

団体 営：おおむね10ha以上

事業主体

(1) 特別対策事業：県、市町村等

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
県 営	特別対策事業（県営造成施設）	50	35	10	5	吹付け材の除去 復旧に限る
負担割合	区分	国	県	その他	備考	
団体 営	特別対策事業（国営造成施設）	50	21	29		吹付け材の除去 復旧に限る
	特別対策事業	50	1	49		